

協議第 4 5 号

その他の事業の取扱いについて

企画関係事業の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 4 月 7 日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲 斐 利 幸

企画関係事業の取扱いについて（合併協定項目番号：43）

1 まちづくりに関する助成

まちづくりに関する助成については、合併後、新町において調整する。

なお、基金の運用益金による人材育成、住民組織の活動支援方策については、合併後、新町において調整する。

2 まちづくり・人づくり基金運営審議会

まちづくり・人づくり基金運営審議会については、合併までに廃止し、新町において検討する。

3 土地開発公社

矢部町土地開発公社については、合併までに解散する。

4 地方バス路線維持に関する事

地方バス路線維持については、3町村同一であるため、現行のまま新町に引き継ぐ。

（1）生活交通路線維持費補助金については、現行のまま新町に引き継ぐ。

（2）合併後は、住民生活の維持・向上を図るため、効率的な交通ネットワークシステムを検討する。

5 阿蘇地域振興デザインセンター

阿蘇地域振興デザインセンターの出捐金については、現行のまま新町に引き継ぐ。

平成 1 6 年 4 月 7 日確認

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	企画	分科会名	企画・広報
事務事業番号	43 - 1	事務事業名	まちづくりに関する助成

事務局報告年月日	平成15年	月	日
提出責任者	専門部会長	山村 泰之	
"	分科会代表	玉目 秀二	

調整方針		まちづくりに関する助成については、合併後、新町において調整する。 なお、基金の運用益金による人材育成、住民組織の活動の支援方策については、合併後、新町において調整する。
重要度		

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
基金名称	矢部町まちづくり支援基金	清和村むらづくり支援基金	蘇陽町まちづくり・人づくり基金	
基金額 (H14)	108,012千円	41,294千円	103,922千円	金額の違い
条例	矢部町まちづくり支援基金条例 (平成9年3月25日条例第4号)	清和村むらづくり支援基金条例 (平成13年3月30日条例第3号)	蘇陽町町づくり・人づくり基金条例	整備する必要あり。
内容	将来にわたり郷土を愛し人間性豊かなまちづくりに貢献する人を育て、自発的で主体的なまちづくりを推進する住民組織の活動を支援する。	将来にわたり郷土を愛し心豊かな村づくりに貢献する人の育成と、自発的で主体的な村づくりを推進する住民組織の活動を支援する。	自ら考え自ら実践する地域づくりを行ない、個性的で豊かなまちづくりとそれを推進するための人材育成を目的とした基金設置、管理及び処分に関する条例 (平成元年9月1日条例第29号)	
組織名			蘇陽町まちづくり・人づくり基金運営審議会	
目的			自ら考え自ら実践する地域づくりを行ない個性的で豊かな町づくりとそれを推進するための人材育成を目的とする。	
構成			町長及び26人以内の委員で構成し、町長が委嘱する。	構成のメンバーなど新町に向けて検討する。
任期			平成14年4月1日～平成16年3月31日	
幹事会			運営審議会を効率的に運営するため、幹事会をおく	
財務			基金の運営費用は基金から生ずる運用益金とその他の補助金及び寄付金をもってこれにあてる。 基金額100,000,000円	

名 称	・ 矢部町まちづくり支援事業 ・ 人材育成事業	清和村むらづくり支援基金事業	まちづくり・人づくり事業	
H15 予算額 (財源内訳)	602,000円 (基金利息・基金繰入金)	実績なし	240,000円	
目的及び 対 象 者	矢部町の発展と活性化を図るため、将来にわたり郷土を愛し人間性豊かなまちづくりに貢献する人を育て、自発的で主体的なまちづくりを推進する住民組織の活動を支援するため。 対象 矢部町民 矢部町民で組織された地域づくり団体		自ら考え実践する地域づくりを行ない、個性的で豊かな町づくりとそれを推進するための人材育成を目的とする。 対象は一般町民とする。	
概 要	ふるさと創生の1億円を基金として、平成2年に創設され平成9年に条例の全部を改正し、現条例となりました。この制度を利用して地域づくり団体が生まれ、自主的に地域づくりに取り組む端緒となりました。人材育成については、先進地研修等によりリーダー育成ができたものと思われます。 地域づくり 1年目 100,000円 2年目 200,000円 人材育成 矢部町主催 経費の3/4 その他団体 経費の1/3		ふるさと創生1億円を基金として平成元年度に創設された制度です。平成2年度からこの制度によって都市との交流や先進地視察研修、ホームステイなど地域コミュニティ活動や研究活動の経費等に助成	
次年度以降の方針	継続実施		継続実施	

各町村条例等一覧

	矢部町	清和村	蘇陽町	
	<p>矢部町まちづくり支援基金条例</p> <p>平成9年3月25日 条例第4号 矢部町人材育成基金条例（平成2年矢部町条例第23号）の全部を改正する。</p> <p>（目的） 第1条 矢部町の発展と活性化を図るため、将来にわたり郷土を愛し人間性豊かなまちづくりに貢献する人を育て、自発的で主体的なまちづくりを推進する住民組織の活動を支援する必要がある。このため、矢部町まちづくり支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（基金の額） 第2条 基金は、1億円並びに寄付金及びその他の収入とする。</p> <p>（管理） 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>（運用益金の処理） 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するための経費に充てるものとし、執行残は、基金に繰り入れるものとする。</p> <p>（処分） 第5条 第1条の目的を達成するために特に必要があるときは、1億円を超える部分の基金について処分することができる。</p> <p>（委任） 第6条 この条例に定めるものを除くほか基金の管理運用に必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>清和村むらづくり支援基金条例</p> <p>平成13年3月30日 条例第3号 清和村人材育成基金条例（平成6年条例第5号）の全部を改正する。</p> <p>（設置） 第1条 清和村の発展と活性化をはかるため、将来にわたり郷土を愛し心豊かな村づくりに貢献する人の育成と、自発的で主体的なむらづくりを推進する住民組織の活動を支援する必要がある。このため、清和村むらづくり支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（積立） 第2条 積み立てる額は清和村人材育成基金として積み立てられた基金並びに寄付金及びその他の収入とする。</p> <p>（管理） 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。</p> <p>（運用益金の処理） 第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するための経費に充てるものとし、執行残はこの基金に繰り入れるものとする。</p> <p>（処分） 第5条 本基金は、第1条の目的を達成するための経費に充当する場合に限り処分することができる。</p> <p>（委任） 第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。</p> <p>附 則 この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p>	<p>蘇陽町まちづくり・人づくり基金条例</p> <p>平成元年3月27日 条例第8号 改正 平成元年9月1日条例第29号 平成14年3月29日条例第9号</p> <p>（設置） 第1条 自ら考え自ら実践する地域づくりを行い、個性的で豊かなまちづくりとそれを推進するための人材育成を目的とし、蘇陽町まちづくり・人づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（積立て） 第2条 基金の額は100,000,000円とし、必要に応じ一般会計予算の定めるところによりその額を増額することができる。</p> <p>（管理） 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>（繰替運用） 第4条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻の方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>（運用益金の処理） 第5条 基金の運用から生ずる益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。ただし、この基金の当該年度の収益を事業に充当して、なお残額が生じた場合は、その残額を第2条の規定を準用し、基金に積み立てるものとする。</p> <p>（処分） 第6条 基金は、第1条に定める事業を行う場合に限り、処分することができる。</p> <p>（運営審議会の設置） 第7条 運用益金の処分が第1条の目的達成に十分資するため蘇陽町まちづくり・人づくり基金運営審議会（以下「審議会」という。）を設置し、毎会計年度の事業計画を諮り、その決定により運用する。</p> <p>2 審議会の運営に関することは、町長が別に定める。</p> <p>（委任） 第8条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>	

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	企画	分科会名	企画・広報
事務事業番号	43 - 2	事務事業名	まちづくり・人づくり基金運営審議会

調整方針	まちづくり・人づくり基金運営審議会については、合併までに廃止し、新町において検討する。
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
名称	該当なし	該当なし	蘇陽町まちづくり・人づくり基金	
組織名			蘇陽町まちづくり・人づくり基金運営審議会	
目的			自ら考え自ら実践する地域づくりを行ない個性的で豊かな町づくりとそれを推進するための人材育成を目的とする。	
構成			町長及び26人以内の委員で構成し、町長が委嘱する。	
任期			平成14年4月1日～平成16年3月31日	
幹事会			運営審議会を効率的に運営するため、幹事会をおく	
財務			基金の運営費用は基金から生ずる運用益金とその他の補助金及び寄付金をもってこれにあてる。 基金額100,000,000円	
条例			設置・管理に関する条例 蘇陽町まちづくり・人づくり基金条例 (平成元年3月27日条例第8号)	

各町村条例等一覧

	矢部町	清和村	蘇陽町
	なし	なし	<p>蘇陽町まちづくり・人づくり基金運営審議会規則</p> <p>平成元年9月7日規則第8号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、蘇陽町まちづくり・人づくり基金条例(平成元年蘇陽町条例第8号。以下「条例」という。)第6条第2項の規定に基づき、蘇陽町まちづくり・人づくり基金運営審議会(以下「運営審議会」という。)の運営に関して、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(運営審議会)</p> <p>第2条 運営審議会は、町長及び26人以内の委員で構成し、委員は次の区分に従い、町長が委嘱する。</p> <p>(1) 蘇陽町議会特別委員会 6人以内</p> <p>(2) 自治振興に関する機関及び団体 5人以内</p> <p>(3) 産業振興に関する機関及び団体 5人以内</p> <p>(4) 教育振興に関する機関及び団体 5人以内</p> <p>(5) 福祉・スポーツ振興に関する機関及び団体 5人以内</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、委嘱されたときの役職を辞したときは、辞任したものとみなす。なお、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 運営審議会に会長を置き、町長がこれにあたる。</p> <p>4 会長は、会務を総括する。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を行う。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第3条 運営審議会を効率的に運営するため、幹事会を置き、町長及び前条第1項各号の区分ごとに互選で選ばれた委員各1名で構成する。</p> <p>(業務)</p> <p>第4条 運営審議会は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 条例第1条の目的達成のため、蘇陽町まちづくり・人づくり基金(以下「基金」という。)の運用方針に関すること。</p> <p>(2) 運用方針に基づく運用基準の認定に関すること。</p> <p>(3) 会計年度ごとの事業計画及び予算に関すること。</p> <p>2 幹事会は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 会計年度ごとの事業計画及び予算案の策定</p> <p>(2) 運営審議会の定めた事業計画の実施</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 運営審議会及び幹事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会議は、構成委員の過半数以上の出席により開会し、議事は出席者の過半数以上により決定する。なお、可否同数の場合は、会長が決定する。</p> <p>3 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。</p> <p>(財務)</p> <p>第6条 基金の運営費用は、基金から生ずる運用益金とその他の補助金及び寄付金をもって、これにあてる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	企画	分科会名	企画・広報
事務事業番号	43 - 3	事務事業名	土地開発公社

調整方針		矢部町土地開発公社については、合併までに解散する。
重要度		

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
名称	矢部町土地開発公社	該当なし	該当なし	
目的	公共用地及び公用地の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与する。			
役員	理事 13名以内 監事 2名以内 理事及び監事は町長が任命			
根拠法令	公有地の拡大の推進に関する法律			
設立年	昭和49年8月28日			
役員	理事長 助役 理事 矢部町議会議員 5名 教育長 総務課長 農林課長 建設課長 監事 矢部町監査委員 2名			
基本金	1,000千円			
年間支出額	104千円(法人税、報酬等) 償還金なし			
残高	2,237千円(H14年度末) 現在は、土地の取得等の業務はしておらず休眠状態である。			

各町村条例等一覧

	矢部町	清和村	蘇陽町	
定款	<p>矢部町土地開発公社定款</p> <p>昭和 49 年 8 月 28 日 告示第 1 号 改正 昭和 63 年 12 月 23 日告示第 7 号 平成 6 年 3 月 17 日告示第 1 号</p> <p>第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この土地開発公社は、公共用地及び公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と、町民福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(名称) 第 2 条 この土地開発公社は、矢部町土地開発公社(以下「公社」という。)と称する。</p> <p>(事務所) 第 3 条 公社の事務所は、熊本県上益城郡矢部町に置く。</p> <p>(設立団体) 第 4 条 公社の設立団体は、矢部町とする。</p> <p>第 2 章 役員及び職員 (役員) 第 5 条 公社に次の役員を置く。 (1) 理事 13 名以内 (2) 監事 2 名以内 2 理事のうち、理事長及び副理事長各 1 名を置く。</p> <p>(役員の職務及び権限) 第 6 条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。 2 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。 3 理事は、公社の業務を掌理するとともに公社の重要な業務を審議する。 4 監事は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 59 条に定める職務を行う。</p> <p>(役員の任命) 第 7 条 理事及び監事は矢部町長が任命する。 2 理事長は、矢部町長が任命する。 3 副理事長は、理事長が任命する。</p> <p>(役員の任期) 第 8 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 役員は、再任されることができる。 3 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは引続いてその職務を行わなければならない。</p> <p>(役員の解任) 第 9 条 矢部町長は、役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があると認められる場合は、その役員を解任することができる。</p> <p>(役員の兼任の禁止) 第 10 条 理事及び監事は相互に兼ねることができない。</p> <p>(役員の報酬等) 第 11 条 役員の報酬及び費用弁償については、理事長が理事会の議決をえて定める。</p> <p>(事務局及び職員) 第 12 条 公社に事務局を置く。</p>	なし	なし	

<p>2 事務局に事務局長、その他の職員を置く。</p> <p>3 事務局の職員は、矢部町長の承認を得て理事長が任命する。</p> <p>第3章 理事会 (設置及び構成)</p> <p>第13条 公社に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は理事をもって構成する。</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 理事会は、理事長が招集する。理事の3分の2以上又は監事から付議すべき事項を示して理事会の招集の要求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>2 理事会招集の通知は、付議すべき事項及び会議の日時、場所を記載した書面によるものとする。</p> <p>(理事会の議事)</p> <p>第15条 理事会の議長は理事長をもってあてる。</p> <p>2 理事会は、理事の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>5 理事長は、緊急の必要がある場合においては理事に対し書面により、賛否を求め、理事会の議決にかえることができる。</p> <p>(議決事項)</p> <p>第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更又は業務方法書の制定改廃</p> <p>(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画</p> <p>(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書</p> <p>(4) 規程の制定改廃</p> <p>(5) 規程により理事会の議決を要する事項</p> <p>(6) その他公社の運営上、理事長が重要と認める事項</p> <p>2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 理事会の議事については議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には出席理事のうちから議長が指名した議事録署名者2人が議長とともに署名しなければならない。</p> <p>第4章 業務及びその執行 (業務の範囲)</p> <p>第18条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。</p> <p>ア 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地</p> <p>イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地</p> <p>ウ 公営企業の用に供する土地</p> <p>エ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</p> <p>オ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</p> <p>カ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地</p> <p>(2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。</p> <p>(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>			
--	--	--	--

	<p>(業務方法書)</p> <p>第19条 会社の業務の執行に関し、必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。</p> <p>第5章 資産及び会計</p> <p>(資産)</p> <p>第20条 会社の資産は、基本財産及び運用財産とする。</p> <p>2 基本財産の額は100万円とする。</p> <p>3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第21条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>(予算)</p> <p>第22条 会社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に矢部町長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の予算、事業計画及び資金計画に追加又は変更を加える必要が生じたときも同様とする。</p> <p>(決算)</p> <p>第23条 会社は、毎事業年度の終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見を付して、これを矢部町長に提出しなければならない。</p> <p>(利益及び損失の整理)</p> <p>第24条 会社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理しなければならない。</p> <p>2 毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。</p> <p>(余裕金の運用)</p> <p>第25条 会社は、次の方法によるほか業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>(1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得</p> <p>(2) 郵便貯金又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(解散)</p> <p>第26条 会社は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得たうえ、矢部町議会の議決を経、熊本県知事の認可を受けたときに解散する。</p> <p>2 会社が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、矢部町に帰属する。</p> <p>(規程への委任)</p> <p>第27条 会社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第28条 会社の公告の方法は、矢部町公告式条例の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、会社への組織変更の日から施行する。</p> <p>2 第21条の規定にかかわらず会社の最初の事業年度は、会社への組織変更の日の翌日から昭和50年3月31日までの期間とする。</p> <p>附 則(昭和63年12月23日告示第7号)</p> <p>この定款は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成6年3月17日告示第1号)</p> <p>この定款は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。</p>			
--	---	--	--	--

市町村土地開発公社一覧

(平成 15 年 2 月 1 日現在)

公社名	設立団体名	設立年月日	担当課
熊本市土地開発公社	熊本市	H7.11.10	管財課
八代市土地開発公社	八代市	S49.3.30	用地課
人吉市土地開発公社	人吉市	S49.8.14	財政課
荒尾市土地開発公社	荒尾市	S49.8.29	企業立地課
水俣市土地開発公社	水俣市	S49.4.1	都市政策課
玉名市土地開発公社	玉名市	S49.5.1	都市計画課
本渡市土地開発公社	本渡市	S49.6.12	企画情報課
山鹿市土地開発公社	山鹿市	S49.8.27	財政課
牛深市土地開発公社	牛深市	S48.4.2	秘書企画課
菊池市土地開発公社	菊池市	S49.4.1	企業誘致推進室
宇土市土地開発公社	宇土市	S48.7.31	地域振興課
三角町土地開発公社	三角町	S49.8.1	企画振興課
不知火町土地開発公社	不知火町	S49.6.11	企画課
城南町土地開発公社	城南町	S49.8.1	企画開発課
富合町土地開発公社	富合町	S60.2.20	企画課
松橋町土地開発公社	松橋町	H9.10.17	財政課
中央町土地開発公社	中央町	H5.5.24	企画観光課
天水町土地開発公社	天水町	S52.2.17	課総務
玉東町土地開発公社	玉東町	H6.4.6	企画開発課
菊水町土地開発公社	菊水町	S49.5.10	総務課
長洲町土地開発公社	長洲町	S49.8.29	企画課
七城町土地開発公社	七城町	S63.10.18	企画開発課
大津町土地開発公社	大津町	S54.11.21	企画財政課
菊陽町土地開発公社	菊陽町	S54.3.10	企画財政課
合志町土地開発公社	合志町	S58.2.9	企画課
泗水町土地開発公社	泗水町	S60.2.4	企画開発課
西合志町土地開発公社	西合志町	S49.8.31	企画課
一の宮町土地開発公社	一の宮町	S48.11.30	企画室
長陽村土地開発公社	長陽村	S49.8.29	企画観光課
嘉島町土地開発公社	嘉島町	H3.1.21	都市計画課
益城町土地開発公社	益城町	S48.4.24	企画振興課
甲佐町土地開発公社	甲佐町	S49.6.25	用地開発課
矢部町土地開発公社	矢部町	S49.8.28	企画商工観光課
鏡町土地開発公社	鏡町	H6.10.28	企画課
田浦町土地開発公社	田浦町	S61.6.2	企画観光課
芦北町土地開発公社	芦北町	S48.8.25	企画財政課
津奈木町土地開発公社	津奈木町	S49.8.31	企画課
錦町土地開発公社	錦町	S48.10.12	企画情報課
大矢野町土地開発公社	大矢野町	S48.4.9	企画課
有明町土地開発公社	有明町	S49.6.6	企画観光課
龍ヶ岳町土地開発公社	龍ヶ岳町	S54.7.23	企画観光課
倉岳町土地開発公社	倉岳町	S56.9.8	企画開発課
新和町土地開発公社	新和町	H6.3.25	企画観光課
五和町土地開発公社	五和町	S49.3.26	企画観光課
苓北町土地開発公社	苓北町	S57.11.1	企画商工課
天草町土地開発公社	天草町	S57.11.8	地域振興課
河浦町土地開発公社	河浦町	S48.4.23	務総課

公有地の拡大の推進に関する法律(抜粋)

第3章 土地開発公社

(設立)

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。)又は都道府県及び市町村が認識しようとする場合にあつては主務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(法人格)

第11条 前条の規定による土地開発公社は、法人とする。

(名称)

第12条 土地開発公社は、その名称中に土地開発公社という文字を用いなければならない。

2 土地開発公社でない者は、その名称中に土地開発公社という文字を用いてはならない。

(出資)

第13条 地方公共団体でなければ、土地開発公社に出資することができない。

2 土地開発公社の設立者である地方公共団体(以下「設立団体」という。)は、土地開発公社の基本財産の額の2分の1以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

(定款)

第14条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 設立団体
4. 事務所の所在地
5. 役員の定数、任期その他役員に関する事項
6. 業務の範囲及びその執行に関する事項
7. 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項
8. 公告の方法

9. 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

2 定款の変更(政令で定める事項に係るものを除く。)は、設立団体の議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第15条 土地開発公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 土地開発公社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(役員及び職員)

第16条 土地開発公社に、役員として、理事及び監事を置く。

2 理事及び監事は、設立団体の長が任命する。

3 設立団体の長は、役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認める場合には、その役員を解任することができる。

4 土地開発公社と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合には、監事が土地開発公社を代表する。

5 土地開発公社の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第17条 土地開発公社は、第10条第1項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

1. 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地

ホ イからニまでに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地

2. 住宅用地の造成事業その他土地の造成に係る公営企業に相当する事業で政令で定めるものを行うこと。

3. 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 土地開発公社は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行なうことができる。

1. 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施とあわせて整備されるべき公共施設又は公用施設の事情で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行なうこと。

2. 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行なうこと。

- 3 土地開発公社は、第1項第1号二に掲げる土地の取得については、地方公共団体の要請をまつて行うものとする。
- 4 土地開発公社は、その所有する土地を第1項第1号二に掲げる土地として処分しようとするときは、関係地方公共団体に協議しなければならない。ただし、前項の要請に従つて処分する場合は、この限りでない。
- 5 第3項の要請及び前項の協議に関し必要な事項は、政令で定める。

(財務)

第18条 土地開発公社の事業年度は、地方公共団体の会計年度の例による。

- 2 土地開発公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、設立団体の長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 土地開発公社は、毎事業年度の終了後2箇月以内に、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見を付けて、これを設立団体の長に提出しなければならない。
- 4 土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。
- 5 土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 6 土地開発公社は、債券を発行することができる。

(追加)平14法065

7 土地開発公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

1. 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
2. 郵便貯金又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 8 前各項に定めるもののほか、土地開発公社の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(監督)

第19条 設立団体の長は、土地開発公社の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、土地開発公社に対し、その業務に関し必要な命令をすることができる。

- 2 主務大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、土地開発公社に対し、その業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして土地開発公社の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の必要な物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5 主務大臣又は都道府県知事は、土地開発公社の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、設立団体又はその長に対し、第1項の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(役員及び職員の行為の制限)

第 20 条 土地開発公社の役員及び職員は、その取扱いに係る土地を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

(設立団体が2以上である場合の長の権限の行使)

第 21 条 設立団体が2以上である土地開発公社に係る第 16 条第2項及び第3項、第 18 条第2項並びに第 19 条第1項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

(解散)

第 22 条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第 10 条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

(民法等の準用)

第 23 条 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 44 条、第 50 条、第 52 条第2項、第 53 条から第 55 条まで、第 59 条、第 73 条から第 76 条まで、第 77 条(届出に関する部分に限る。)、第 78 条から第 80 条まで、第 82 条及び第 83 条並びに非訟事件手続法(明治 31 年法律第 14 号)第 35 条第2項及び第 36 条から第 37 条ノ2までの規定は、土地開発公社について準用する。

2 不動産登記法(明治 32 年法律第 24 号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、土地開発公社を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

「県内の土地開発公社の取扱い」の状況

協議会名	内 容
南阿蘇3村	・土地開発公社については、新村において必要に応じ設置を検討する。
田浦・芦北	・合併前にそれぞれの町において、清算し、解散する方向で事務を進める。
上天草	・大矢野町土地開発公社及び龍ヶ岳町土地開発公社については、いずれかを新市の土地開発公社として存続させることとする。
宇城西部	<ul style="list-style-type: none"> ・三角町、不知火町及び松橋町の土地開発公社のうちひとつの土地開発公社を存続させ、合併時までに必要な定款の変更を行い、新市に引き継ぐものとし、他の2つの土地開発公社は合併までに解散する。 ・3つの土地開発公社は、合併時までにそれぞれの財産及び債務を清算する。 ・新市の土地開発公社の基本財産は、500万円とし、5町の均等出資とする。
八代地域	・土地開発公社については、新市において新市土地開発公社として存続させる。

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	企画	分科会名	企画・広報
事務事業番号	43 - 4	事務事業名	地方バス路線維持に関すること

調整方針	地方バス路線維持については、3町村同一であるため、現行のまま新町に引き継ぐ。 (1) 生活交通路線維持費補助金については、現行のまま新町に引き継ぐ。 (2) 合併後は、住民生活の維持・向上を図るため、効率的な交通ネットワークシステムを検討する。
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等																																																		
地方バス 運行費補助金 (H15)	・熊本バス(株) 25系統(補助対象15系統) (単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者名</th> <th rowspan="2">補助金額</th> <th colspan="2">財 源</th> </tr> <tr> <th>県補助金</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本バス</td> <td>36,841</td> <td>4,380</td> <td>32,461</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>36,841</td> <td>4,380</td> <td>32,461</td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	補助金額	財 源		県補助金	一般財源	熊本バス	36,841	4,380	32,461	計	36,841	4,380	32,461	・熊本バス(株) 8系統(補助対象5系統) (単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者名</th> <th rowspan="2">補助金額</th> <th colspan="2">財 源</th> </tr> <tr> <th>県補助金</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本バス</td> <td>9,317</td> <td>1,634</td> <td>7,683</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,317</td> <td>1,634</td> <td>7,683</td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	補助金額	財 源		県補助金	一般財源	熊本バス	9,317	1,634	7,683	計	9,317	1,634	7,683	・熊北産交、産交観光、熊本バス 7系統(補助対象5系統) (単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者名</th> <th rowspan="2">補助金額</th> <th colspan="2">財 源</th> </tr> <tr> <th>県補助金</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊北産交</td> <td>16,063</td> <td>3,630</td> <td>12,433</td> </tr> <tr> <td>産交観光</td> <td>1,354</td> <td>301</td> <td>1,053</td> </tr> <tr> <td>熊本バス</td> <td>1,408</td> <td>226</td> <td>1,182</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18,825</td> <td>4,157</td> <td>14,668</td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	補助金額	財 源		県補助金	一般財源	熊北産交	16,063	3,630	12,433	産交観光	1,354	301	1,053	熊本バス	1,408	226	1,182	計	18,825	4,157	14,668	
事業者名	補助金額			財 源																																																		
		県補助金	一般財源																																																			
熊本バス	36,841	4,380	32,461																																																			
計	36,841	4,380	32,461																																																			
事業者名	補助金額	財 源																																																				
		県補助金	一般財源																																																			
熊本バス	9,317	1,634	7,683																																																			
計	9,317	1,634	7,683																																																			
事業者名	補助金額	財 源																																																				
		県補助金	一般財源																																																			
熊北産交	16,063	3,630	12,433																																																			
産交観光	1,354	301	1,053																																																			
熊本バス	1,408	226	1,182																																																			
計	18,825	4,157	14,668																																																			
車両購入費 補助金	・平成11年度 2台購入 (総事業費) 15,127千円 (財源) 県 5,042千円 町 5,042千円 事業者 5,043千円																																																					
	・平成12年度 1台購入(緑川線) (総事業費) 7,561千円 (財源) 県 2,519千円 矢部 1,052千円 事業者 2,523千円 清和 1,467千円																																																					
生活交通路線 維持費補助 (H15)	・熊本バス(株) 2系統 3,178千円 (路線名) ・交通センター～御船～矢部(R445号経由) ・交通センター～辺場～矢部(R218号経由)																																																					

各町村条例等一覧

	矢部町	清和村	蘇陽町
条例	<p>矢部町地方バス運行等特別対策補助金交付要綱 平成 12 年 12 月 25 日 告示第 20 号 改正 平成 13 年 8 月 27 日告示第 10 号 第 1 章 総則 (趣旨) 第 1 条 町長は、地域において必要なバスの運行について、その確保を図り、もって地域住民の福祉の向上に資するため、補助対象事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。 (定義) 第 2 条 この要綱において「バス」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 乗合バス 路線を定めて定期的に運行する乗車定員 11 名以上の自動車 (2) 乗合タクシー 路線を定めて定期的に運行する乗車定員 10 名以下の自動車 2 この要綱において「廃止路線代替バス」とは、路線バス事業者により運行されていた路線が廃止された後、この路線バス事業者に代わって、市町村又は市町村の依頼を受けた貸切バス事業者が運行するバスをいう。 (運行整理計画) 第 3 条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする路線バス事業者(道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。)又は貸切バス事業者(道路運送法第 3 条第 1 号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。)は、町内において運行されるバスの運行整理計画書(別記第 1 号様式)に路線を明示した運行系統図及び運行系統一覧表(別記第 1 号の 2 様式)を添えて町長に提出するものとする。 2 前項の提出は、当該年度の 9 月 30 日までに町長に提出するものとし、その提出部数は、2 部とする。 3 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする路線バス事業者又は貸切バス事業者は、運行整理計画の実施に努めなければならない。 (補助対象運行系統) 第 4 条 補助対象運行系統は、次に掲げる運行系統とする。 (1) 廃止路線代替バス(バス路線の廃止が行われた後の代替輸送を目的とするバス) (2) 第 2 種生活路線又は第 3 種生活路線(地方バス路線運行維持対策要綱(平成 12 年 4 月 10 日自企第 50 号)第 2 の 1 の(2)の第 2 種生活路線及び第 2 の 1 の(3)の第 3 種生活路線をいう。)として国庫補助を受けた運行系統 第 2 章 車両購入費補助金 (補助対象事業者) 第 5 条 補助対象事業者は、第 4 条の補助対象運行系統に該当するバス運行等の用に供するため、車両の購入を行う路線バス事業者又は貸切バス事業者とする。</p>	なし	<p>蘇陽町地方バス運行等特別対策補助金交付要綱 平成 8 年 3 月 25 日 要項第 3 号 改正 平成 14 年 10 月 17 日要項第 5 号 第 1 章 総則 (趣旨) 第 1 条 町長は、地域において必要なバスの運行について、その確保を図り、もって地域住民の福祉の向上に資するため、補助対象事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。 (運行整理計画) 第 2 条 この要項に定める補助金の交付を受けようとする路線バス事業者(道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。)又は貸切バス事業者(道路運送法第 3 条第 1 号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。)は、町内において運行されるバスの運行整理計画書(別記第 1 号様式)に路線を明示した運行系統図及び運行系統一覧表(別記第 1 号の 2 様式)を添えて町長に提出するものとする。 2 前項の提出は、9 月 30 日までに町長に提出するものとし、その提出部数は、2 部とする。 3 この要項に定める補助金の交付を受けようとする路線バス事業者又は貸切バス事業者は、運行整理計画の実施に努めなければならない。 第 2 章 車両購入費補助金 (補助対象事業者) 第 3 条 補助対象事業者は、第 1 4 条の補助対象運行系統に該当するバス運行等の用に供するため、車両の購入を行う路線バス事業者又は貸切バス事業者とする。 (補助対象車両及び補助対象車両費の限度額) 第 4 条 補助対象車両は、前条の要件に該当するバス運行等の用に供する車両とし、4 月 1 日から翌年 2 月 20 日までに購入されるものとする。 2 補助金の交付の対象車両費は、1 両につき次の(ア)又は(イ)の少ない方の額を限度とする。 (1) 車両の長さ 7 m 未満の乗合バス(路線を定めて定期的に運行する乗車定員 11 名以上の自動車をいう。以下同じ。): 600 万円(消費税を除く。) (2) 実購入額(消費税を除く。)× 2 / 3 (補助金の交付申請) 第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする路線バス事業者又は貸切バス事業者は、別記第 2 号様式による申請書を町長に提出しなければならない。 2 前項の申請書には次の書類を添付しなければならない。 (1) 実購入費(消費税を除く。)の内訳を明らかにした書面及びその根拠となる資料(見積書、領収書の写し等) (2) 別記第 2 号様式における資金調達計画の市町村補助金の算出根拠を明らかにした書面</p>

<p>(補助対象車両及び補助対象車両費の限度額)</p> <p>第6条 補助対象車両は、前条の要件に該当するバス運行等の用に供する車両とし、当該年度の4月1日から翌年2月20日までに購入されるものとする。</p> <p>2 補助金の交付の対象車両費は、1両につき次の各号のいずれか少ない方の額を限度とする。</p> <p>(1) 乗合タクシー 200万円(消費税を除く。)</p> <p>車両の長さ7m未満の乗合バス 600万円(消費税を除く。)</p> <p>(2) 実購入額(消費税を除く。)×2/3</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第7条 補助金の交付の申請をしようとする路線バス事業者又は貸切バス事業者は、別記第2号様式による申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、補助対象車両の運行系統とその他の路線バスの運行系統、鉄道及び軌道との関係を示した地図を添付しなければならない。</p> <p>3 第1項の申請書の提出期限は、当該年度の11月30日とし、その提出部数は、2部とする。</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第8条 町長は、第7条により提出された申請書を審査のうえ、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第3号様式による補助金交付決定通知書をもって、補助対象事業者に通知する。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第9条 補助対象事業者は、車両の購入を完了した場合は、その完了後20日以内(当該購入が第7条の規定により補助金の交付申請をする日の20日以前に終了している場合は、当該申請と同時に)に別記第4号様式による実績報告書を町長に提出するものとし、その提出部数は、2部とする。</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第10条 町長は、第9条の規定により提出された実績報告書を審査のうえ、第8条の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、別記第5号様式による補助金交付確定通知書をもって、補助対象事業者に通知する。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第11条 補助対象事業者は、補助金の請求をしようとするときは、別記第6号様式による請求書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(財産の処分の制限)</p> <p>第12条 補助対象事業者は、補助対象車両については、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(証拠書類の保管期間)</p> <p>第13条 補助対象事業者は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を補助対象期間の翌年度から5年間保管しなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>第3章 運行費補助金</p> <p>(補助対象事業者)</p> <p>第15条 補助対象事業者は、第4条に定める補助対象運行系統を運行する路線バス事業者又は貸切バス事業者とする。</p>		<p>3 第1項の申請書の提出期限は11月20日とし、その提出部数は2部とする。</p> <p>(補助金の交付決定の通知)</p> <p>第6条 町長は、前条により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第3号様式による補助金交付決定通知書をもって、補助対象事業者に通知する。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 補助対象事業者は、車両の購入を完了した場合は、その完了後20日以内(当該購入が第5条の規定により補助金の交付申請をする日の20日以前に終了している場合は、当該申請と同時に)に別記第4号様式による実績報告書を町長に提出するものとし、その提出部数は2部とする。</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第8条 町長は、第7条の規定により提出された実績報告書を審査のうえ、第6条の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、別記第5号様式による補助金交付確定通知書をもって、補助対象事業者に通知する。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第9条 補助対象事業者は、補助金の請求をしようとするときは、別記第6号様式による請求書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(財産の処分の制限)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助対象車両については、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(証拠書類の保管期間)</p> <p>第11条 補助対象事業者は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を補助対象期間の翌年度から5年間保管しなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>第3章 運行費補助金</p> <p>(補助対象事業者)</p> <p>第13条 補助対象事業者は、次条に定める補助対象運行系統を運行する路線バス事業者又は貸切バス事業者とする。</p> <p>(補助対象運行系統)</p> <p>第14条 補助対象運行系統は、次に掲げる運行系統とする。</p> <p>(1) 廃止路線代替バスによる運行系統</p> <p>(2) 第2種生活路線、第3種生活路線(地方バス路線運行維持対策要綱(平成12年4月10日自企第50号)第2、1、(2)の第2種生活路線、1、(3)の第3種生活路線をいう。以下同じ。)</p> <p>として国庫補助を受けた運行系統</p> <p>(補助対象期間)</p> <p>第15条 補助対象期間は、前年10月1日から9月30日までの1年とする。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第16条 補助金の交付の対象経費は、第14条に定める補助対象運行系統ごとの補助対象経常費用(次式により計算して得られた額)と経常収益の差額の合計額(欠損補助)とする。</p>	
--	--	--	--

<p>(補助対象期間) 第16条 補助対象期間は、当該年度の前年10月1日から当該年度9月30日までとする。</p> <p>(補助対象経費) 第17条 補助金の交付の対象経費は、第4条に定める補助対象運行系統ごとの補助対象経常費用(次式により計算して得られた額)と経常収益の差額の合計額(欠損補助)とする。</p> <p>ただし、当該算式による算出ができないと認められる場合、補助金の交付の対象経費は、次の各号のいずれかにより計算して得られた合計額(運行費単価による補助)とする。</p> <p>(1) 車長7m未満のバス車両の場合 56円90銭(実車走行キロ1キロメートル当たり)×補助対象運行系統の補助対象期間における当該車両の実車走行キロ</p> <p>(2) 車長7m以上のバス車両の場合 74円28銭(実車走行キロ1キロメートル当たり)×補助対象運行系統の補助対象期間における当該車両の実車走行キロ</p> <p>(3) 乗合タクシー車両の場合 48円18銭(実車走行キロ1キロメートル当たり)×補助対象運行系統の補助対象期間における当該車両の実車走行キロ</p> <p>(補助金の交付申請) 第18条 補助金の交付の申請をしようとする路線バス事業者又は貸切バス事業者は、別記第7号様式による申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 補助申請に係る運行系統と他の路線バスの運行系統、鉄道及び軌道との関係を示した地図</p> <p>(2) 補助対象期間における損益の積算内容を記載した損益計算書</p> <p>(3) 補助対象期間に係る実車走行キロの積算を明らかにした書面</p> <p>(4) その他町長が必要と認めた書類</p> <p>3 第1項の申請書の提出期限は、当該年度の11月30日とし、その提出部数は、2部とする。</p> <p>(補助金の交付決定及び額の確定) 第19条 町長は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第8号様式による補助金交付決定及び額の確定通知書をもって、補助対象事業者に通知する。</p> <p>(状況報告) 第20条 町長は、必要があると認めるときは、第3条に定める運行整理計画の実施状況について、補助対象事業者に報告を求めることができる。</p> <p>(補助金の請求) 第21条 補助対象事業者は、補助金の請求をしようとするときは、別記第9号様式による請求書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(準用) 第22条 第12条及び第13条の規定は、本章の補助について準用する。</p>		<p>補助対象期間の補助対象事業者のバス事業の経常費用 補助対象期間の実車走行キロ</p> <p>×当該運行系統の実車走行キロ</p> <p>ただし、上記の算出ができないと認められる場合、補助金の交付の対象経費は、次の(1)(2)により計算して得られた合計額(運行費単価による補助)とする。</p> <p>(1) 車両の長さ7m以上の乗合バス車両の場合 74円28銭(実車走行キロ1キロメートル当たり)×補助対象運行系統の補助対象期間における当該車両の実車走行キロ</p> <p>(2) 車両の長さ7m未満の乗合バス車両の場合 56円90銭(実車走行キロ1キロメートル当たり)×補助対象運行系統の補助対象期間における当該車両の実車走行キロ</p> <p>(補助金の交付申請) 第17条 補助金の交付の申請をしようとする路線バス事業者又は貸切バス事業者は、別記第7号様式による申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 補助申請に係る運行系統と他の路線バスの運行系統、鉄道及び軌道との関係を示した地図</p> <p>(2) 補助対象期間における損益の積算内容を記載した損益計算書</p> <p>(3) 補助対象期間に係る実車走行キロの積算を明らかにした書面</p> <p>(4) その他町長が必要と認めた書類</p> <p>3 第1項の申請書の提出期限は11月20日とし、その提出部数は2部とする。</p> <p>(補助金の交付の決定及び額の確定等) 第18条 町長は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第8号様式による補助金交付決定及び額の確定通知書をもって、補助対象事業者に通知する。</p> <p>(状況報告) 第19条 町長は、必要があると認められるときは、第2条に定める運行整理計画の実施状況について、補助対象事業者に報告を求めることができる。</p> <p>(補助金の請求) 第20条 補助対象事業者は、補助金の請求をしようとするときは、別記第9号様式による請求書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(準用) 第21条 第11条及び第12条の規定は、本章の補助について準用する。</p>	
---	--	--	--

平成15年度地方バス補助金 県単独補助制度について

(事業名:地方バス運行等特別対策事業)

1 事業目的

地域において必要なバスの運行について、その確保を図り、もって地域住民の福祉の向上に資するため、市町村に対して補助を行う。(平成7年度より開始)

2 定義

・「バス」とは次に掲げるもの。

乗合バス : 路線を定めて定期的に運行する、乗車定員11名以上の自動車

乗合タクシー : 路線を定めて定期的に運行する、乗車定員10名以下の自動車

・路線バス事業者 : 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者

・貸切バス事業者 : 道路運送法第3条第1号ロ の一般貸切旅客自動車運送事業を営業者

・廃止路線代替バス : 路線バス事業者により運行されていた路線が廃止された後、この路線バス事業者に代わって、市町村又は市町村の依頼を受けた貸切バス事業者が運行するバス

3 事業内容

運行費補助

・補助対象市町村

地域住民の生活交通確保を図るため、次項に掲げる補助対象運行系統のバス運行を行う市町村、又はバス事業者に補助を行う市町村

・補助対象運行系統

1) 廃止路線代替バスによる運行系統

2) 国庫補助対象外の複数市町村運行系統で経常損失を生じた系統(当面は、キロ程10km以上の単一市町村運行系統も対象)

ただし、上記のいずれも、平均乗車密度が2年連続して1.0未満の運行系統は、最初に1.0未満になった年度から数えて4年目以降は補助対象外とする。

(平成11年度より開始。例: H11、H12ともに1.0未満であった場合は、H13までは補助するがH14以降は補助対象外となる。)

3) 地域の状況の変化や地域住民の要望等に基づく合理的な理由により、既存系統を再編したものの(既存系統と概ね1/2重複することが必要)

・補助対象経費

車両の長さ7m未満の乗合バス車両を使用する場合 56.70円×実車走行キロ

車両の長さ7m以上の乗合バス車両を使用する場合 74.28円×実車走行キロ

乗合タクシーを使用する場合

48.18 円 × 実車走行キロ

・補助対象限度額

市町村が補助対象事業者である場合

バス事業の補助対象区間における運送欠損額を限度とする。

市町村が路線バス事業者に補助する場合

国庫補助における補助額の合計額と当該県単独補助制度による補助額の合算は、
路線バス事業者の補助対象期間の路線バス事業者の経常欠損額を限度とする。

・補助金の交付額

次のいずれか少ない方の1/2を市町村へ交付する。(図参照)

補助対象経費(単価×実車走行キロ)の合計額

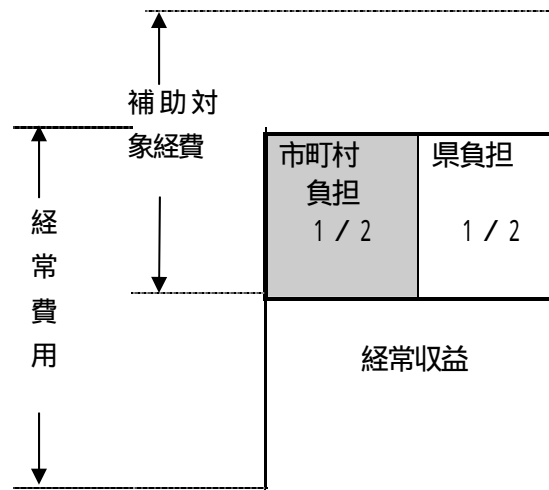
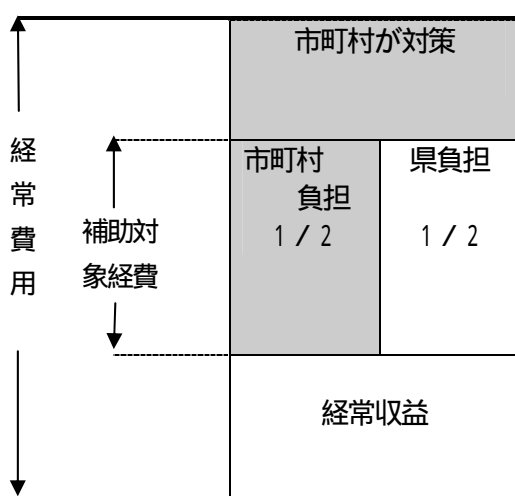
市町村が事業者に補助する額の合計額

いずれか

少ない方の1/2

欠損額が補助対象経費を上回る場合

欠損額が補助対象経費以下となる場合



例): A系統

経常費用: 1,800,000 円

経常収益: 1,000,000 円

欠損額: 800,000 円

年間実車走行距離: 10,000km

事業者から市町村への申請額: 800,000 円

(市町村から県への申請額)

次の または のうち安価な額の1/2

: 欠損額の800,000 円

: 10,000km × 74.28 円 = 742,800 円

よって、742,800 円 × 1/2 = 371,400 円

(371,000 円が県への申請額)

生活交通路線維持費補助金(国庫補助)の概要

道路運送法の一部改正が平成12年5月に成立し、平成14年2月から乗合バス事業に係る需給調整が廃止され、新規バス事業者の参入が可能となりました。

このことから、赤字路線を抱えているバス事業者の撤退も予想され、バス事業者の採算のとれない生活バス路線については、国と地方(県、市町村)が役割分担をして、住民の生活路線を確保する必要があるため、生活交通路線維持費補助制度が平成13年度に設けられました。

この制度は、広域的・幹線的なバス路線のうち、住民生活に必要なバス路線の維持が困難になっている乗合バス事業者に対して補助金を交付し、生活交通路線として必要なバス路線を維持・確保することを目的としています。

1 補助対象路線

生活交通路線(次の(1)～(6)のすべての要件を満たし、地域協議会の結果に基づいて知事が指定する乗合バス路線)の運行に伴う欠損額を補助する。

- (1) 複数市町村にまたがる路線
- (2) キロ程が10キロメートル以上の路線
- (3) 1日当たりの輸送量が15人以上150人以下の路線
- (4) 1日当たりの運行回数が3回以上の路線
- (5) 広域市町村圏の中心市町村又は広域市町村圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして知事が指定する市町村にアクセスする路線
- (6) 経常収益が経常費用の20分の11以上の路線、又はそれに満たない路線で、経常費用の20分の11と経常収益との差額を市町村が補助する路線

2 補助対象事業者

乗合バス事業者

3 補助方式



バス運行対策費補助金交付要綱(抜粋)

国自旅第16号
平成13年5月15日

本交付要綱に基づき交付する国庫補助金については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

第1編 生活交通路線維持費国庫補助金

第1章 総則

(目的)

第1条 過疎現象等による輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状にかんがみ、生活交通路線の確保方策の一環として、国と地方公共団体が適切な役割分担を図りつつ、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るための助成措置を講じ、もって地域住民の福祉を確保することとする。

(定義)

第2条 本編において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助ブロック 別表1に定める地域ブロックをいう。
- (2) 地域協議会 地域における生活交通路線の確保のため各都道府県が主体となり、地方運輸局、関係市町村及び関係事業者等の構成員によって設置されるものをいう。
- (3) 生活交通路線 地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、都道府県知事が指定し、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすもの。
 - (イ) 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否の決定は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。
 - (ロ) キロ程が10km以上のもの。
 - (ハ) 1日当たりの輸送量が15～150人のもの。
 - (ニ) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。
 - (ホ) 別表2に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、都道府県庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして、都道府県知事が指定し、国土交通大臣の承認を受けたものへの需要に対応して設定されるもの。
 - (ア) 経常収益が経常費用の11/20以上の路線又は、経常収益が経常費用の11/20に満たない路線で、都道府県及び市町村が補助することにより経常収益並びに当該都道府県及び市町村の補助額の合計額が経常費用の11/20に相当する額に達するもの。
- (4) 乗合バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (5) 補助対象期間 国庫補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号)第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の9月30日を末日とする1年間をいう。
- (6) 輸送量 次式によって算出された数値をいう。
平均乗車密度 × 運行回数
- (7) 地域キロ当たり 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金標準経常費用の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地

域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。

$$(1 + \text{地域実績キロ当たり標準経常費用} \times \text{地域の過去3年間の平均増減率})$$

2

- (8) 乗合バス事業者 キロ当たり経常費用 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (9) 補助対象経常費用 本条(7)の地域キロ当たり標準経常費用と本条(8)の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額(沖縄県及び離島にあっては、本条(8)の乗合バス事業者キロ当たり経常費用)に補助対象運行系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
- (10) 離島 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島に属する島及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島並びに沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第2条第2項に規定する離島に属する島をいう。

(生活交通路線維持確保3カ年計画の承認)

第3条 本編の国庫補助金の交付を受けようとする都道府県知事は、地域協議会における協議結果に基づき、次の事項を記載した生活交通路線維持確保3カ年計画を策定し、国土交通大臣の承認を受けるものとする。

- (1) 生活交通の確保に関する基本方針
- (2) 生活交通路線の概要

2. 前項の承認申請は、第1号様式による生活交通路線維持確保3カ年計画書を、毎年、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日までに国土交通大臣に提出して行うものとする。
3. 都道府県知事は、承認を受けた生活交通路線維持確保3カ年計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の承認を受けるものとする。
4. 前項の承認申請は、第1号の2様式による生活交通路線維持確保3カ年計画変更届出書を国土交通大臣に提出して行うものとする。
5. 第2項による生活交通路線維持確保3カ年計画書及び第4項による生活交通路線維持確保3カ年計画変更届出書の提出は、当該都道府県の区域を管轄する陸運支局長(北海道にあっては札幌陸運支局長、沖縄県にあっては陸運事務所長、以下同じ。)を経由して行うものとする。

(生活交通路線維持確保計画の実施)

第4条 国土交通大臣は、生活交通路線維持確保3カ年計画が計画どおり実施されていないため、生活交通路線の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、都道府県知事又は乗合バス事業者に対し、その実施のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

2. 国土交通大臣及び都道府県知事は、第1項の計画に係る乗合バス事業者が当該求めに係る措置を講じていないため補助金交付の目的達成が困難となると認めるときは、補助金の全部又は一部の不交付の措置をとることができる。

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	企画	分科会名	企画・広報
事務事業番号	43 - 5	事務事業名	阿蘇地域振興デザインセンター

調整方針	阿蘇地域振興デザインセンターの出捐金については、現行のまま新町に引き継ぐ。
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
名称	該当なし	該当なし	財団法人 阿蘇地域振興デザインセンター (設立当初の名称は、財団法人 阿蘇環境デザインセンター)	
設立年			平成2年5月 (財)阿蘇環境デザインセンターとして設立 平成10年6月 (財)阿蘇地域振興デザインセンターへ改組される	
構成市町村			阿蘇郡12町村	
基本財産			30億円	
事業・概要等			別紙、資料のとおり (蘇陽町出捐金) 118,709千円(H15年末)	

寄附行為及び諸規程集

寄 附 行 為

財団法人 阿蘇地域振興デザインセンター

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人阿蘇地域振興デザインセンター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を阿蘇郡一の宮町に置く。

(目 的)

第3条 センターは、「阿蘇」は熊本県の貴重な地域資源であるとの認識のもと、住民を含めた地域全体が自立自興の精神を持ち一丸となって、恵まれた自然・景観との調和を図りながら、魅力ある田園文化圏の一大拠点となるような地域の振興を図っていくための組織として、将来の地域整備の基本方向を示し、良好な開発整備の誘導を促すとともに、地域資源を生かした観光リゾートを形成するための展開を図るなど、地域が一体となって地域づくりを進めるための事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 阿蘇地域の整備の基本方向を示す地域デザインの策定及びこれを具体化するための関連事業
- (2) 阿蘇地域の良好な開発を誘導するための開発事業者へのアドバイス及びその基準の設定
- (3) 地域づくり、観光リゾート形成に関連した調査企画、情報の提供発信事業、誘客宣伝事業、イベントの企画開催事業、商品の企画開発事業
- (4) 環境に関連したイベントの企画開催、阿蘇地域のPR活動
- (5) 人材の育成、研修
- (6) 海外も含めた地域間交流活動
- (7) 地域住民の啓発活動
- (8) 自治体や企業等からの調査、研究の受託
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資 本 及 び 会 計

(資産の構成)

第5条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品及び補助金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、これを処分し、または担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、または国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画・収支予算)

第10条 センターの事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度の開始前に理事会の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の事業計画または予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な事業変更及び100万円以下の予算の変更については、この限りではない。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業状況報告・収支決算)

第11条 センターの事業状況報告及び収支決算は、理事長が作成し、毎事業年度終了後2ヶ月以内に当該年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第12条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別及び選任)

第13条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人

(3) 理事 10人以上14人以内(理事長、副理事長を含む。)

(4) 監事 2人

- 2 役員は、理事会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長、副理事長ともに事故があるとき、または欠けたときは、後任の理事長が選任されるまでの間、他の理事の中の最年長のものが理事長の職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法59条の職務を行う。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合、または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意により解任することができる。

- 2 前項の場合においては、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会をあたえなければならない。

第4章 理事会

(構成)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第18条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業状況報告の承認
- (3) その他センターの運営に関する重要な事項

(召集)

第19条 理事会は、理事長が召集する。

- 2 理事の3分の1以上または監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を召集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 20 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 21 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第 22 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面議決)

第 23 条 やむをえない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 24 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名しなければならない。

第 5 章 顧 問 等

(顧 問)

第 25 条 センターに、顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会が委嘱し、センターの運営について必要に応じ、助言を行う。
- 3 顧問の任期は 2 年とし、再委嘱できるものとする。

(運営委員会)

第 26 条 理事長は、この法人の事業の円滑な推進を図るため必要と認めるときは、理事

会の議決を経て、運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会は、理事長が召集し、センターが行う事業の計画・実施等について助言・協力をを行う。

- 3 前2項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(幹事会)

- 第27条 センターに幹事会を置く。
- 2 幹事は、阿蘇郡12町村の企画担当課長の職にある者及び理事長が必要と認め理事会において承認を得た者をもって構成する。
 - 3 幹事会は、理事長が召集し、センターの予算、事業計画・実施等について検討を行う。

(事務局及び職員)

- 第28条 センターに、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長その他の職員を置き、理事長がこれを任命する。
 - 3 事務局長は、理事長の命を受け、事務局の業務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
 - 4 事務局長は、事業計画の作成、事業の実施等に当たって、運営委員会の意見を聴かなければならない。
 - 5 事務局員は、事務局長の命を受け、センターの業務の処理を担当する。

(賛助会員)

- 第29条 この法人の目的に賛同し、これを援助する個人または団体を賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員は、この法人の資料及び情報の提供を受けることができる。
 - 3 前2項に定めるもののほか、賛助会員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(研究委員)

- 第30条 センターに、必要に応じて研究委員を置く。
- 2 研究委員は、理事長が委嘱する。
 - 3 研究委員は、センターが行う調査・研究などの事務に従事する。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

- 第31条 この寄附行為は、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第32条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、主務官庁の許可があったとき解散する。
- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経て、かつ、主務官庁の許可を得て、公共団体に寄附するものとする。

第7章 雑 則

第33条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 センターの設立当初の役員は、第13条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。
- 2 センターの設立当初の顧問は、第25条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 センターの設立初年度の事業及び収支予算は、第10条及び第18条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 センターの設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。

附 則 （平成6年3月18日）

- 1 この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。

附 則 （平成10年5月27日）

- 1 この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。

阿蘇地域振興デザインセンターの概要

1. 阿蘇地域振興デザインセンターの設立経緯

阿蘇12町村で構成される阿蘇地域は、火山を持つ阿蘇五岳を中心にして、世界最大級のカルデラや草原等の自然景観、温泉などが広く知られている。その広大な地域には多様な集落、人の集うまちなどが分散して立地し、農林業、畜産を中心にした農村の暮らしが展開されている。また、2000年の歴史を有する阿蘇神社の存在により、歴史性豊かな地域社会を保持している地域でもある。

(1) 阿蘇環境デザインセンターの設立

平成2年5月、阿蘇地域の自然環境を守りつつ観光開発と地域づくりを行う主体として、県と阿蘇郡12町村の出資によって、財団法人阿蘇環境デザインセンターが設立された。設立当初、活動の基礎となる「阿蘇グランドデザイン」が策定される。その構想は、阿蘇の自然、歴史や文化を正しく理解し、阿蘇地域の秩序ある土地利用に向けて地域主導の地域づくりをめざすものであった。当時の阿蘇地域の背景は、過疎の進行による地域経済社会の停滞とバブル経済に乗った活発な開発行為による自然環境の破壊などの状況があった。

(2) 阿蘇地域振興デザインセンターへの拡充

平成5年に県における阿蘇地域の開発計画が策定され、その戦略プロジェクトとして「阿蘇国際高原リゾート基地整備」がかかげられた。それを受けて阿蘇環境デザインセンターは、地域の自然・景観・温泉などを活かした高原リゾート基地の形成をめざす活動に取り組んだ。

その後、地元町村および阿蘇環境デザインセンターにおいて、広域的な地域振興センターおよび観光振興センターとしての機能を併せ持つ「阿蘇ビューロー(仮称)」の設置が構想された。しかし、それは阿蘇環境デザインセンターを改組拡充することによって行われることになり、平成10年6月に阿蘇地域振興デザインセンターが設置された。

阿蘇地域振興デザインセンター(以後、「阿蘇DC」という。)は、阿蘇地域の地域振興あるいは観光振興課題に広域的に取り組む、地域が一体となって地域づくりを進めることを目的として設立された。地域活性化事業の受託による研究開発のほか、地域文化活動・冬季観光の活性化促進を目的とした「冬の阿蘇を創ろう」あるいは音楽や食を通して「新しいライフスタイルを創造する」といった取り組みの中で、地元の民間団体を中心に活性化に貢献してきた。これらの活動は小規模ながらも地域づくりや観光振興には欠かせない人のネットワークを確立してきた

(3) 基本財産の推移

阿蘇環境デザインセンター設立当初(平成2年度)の基本財産は、2億4千万円。以後、阿蘇地域振興デザインセンターに改組された平成10年度から平成14年度までに、熊本県および12町村の出資により27億6千万円の基金造成が行われ、平成15年度からは30億円の財団法人となる。この基本財産の運用益(財源)により、財団管理費および地域づくり、観光振興にかかるソフト事業費として活用する。

2. 阿蘇地域振興策の策定

(1) 阿蘇地域振興策

阿蘇DCは主にソフト事業を推進していくネットワークセンターであるが、阿蘇地域全体の振興を図るために、平成12年度から阿蘇DC、熊本県、阿蘇郡12町村、阿蘇郡町村会、阿蘇広域行政事務組合の関係者によって、平成13年度を初年度とした5年から10年間の阿蘇地域振興策がまとめられた。この振興策は、関係5者に加え、地元の民間団体、住民等が協働して取り組んでいくものである。

(2) 阿蘇地域振興策における阿蘇DCの役割

阿蘇DCは、地域課題に対応する広域的な取り組みの提案、および仕組みづくりを行う核的な存在であることから、阿蘇地域振興策の広域連携ソフト事業は、阿蘇DCがコーディネーターの役割を果たしながら推進していく。

阿蘇地域振興策の推進は、阿蘇地域における町村などの行政機関、広域行政事務組合などの各広域関係機関、あるいは関係する民間団体などの地域住民と広範な連携を図る必要がある。

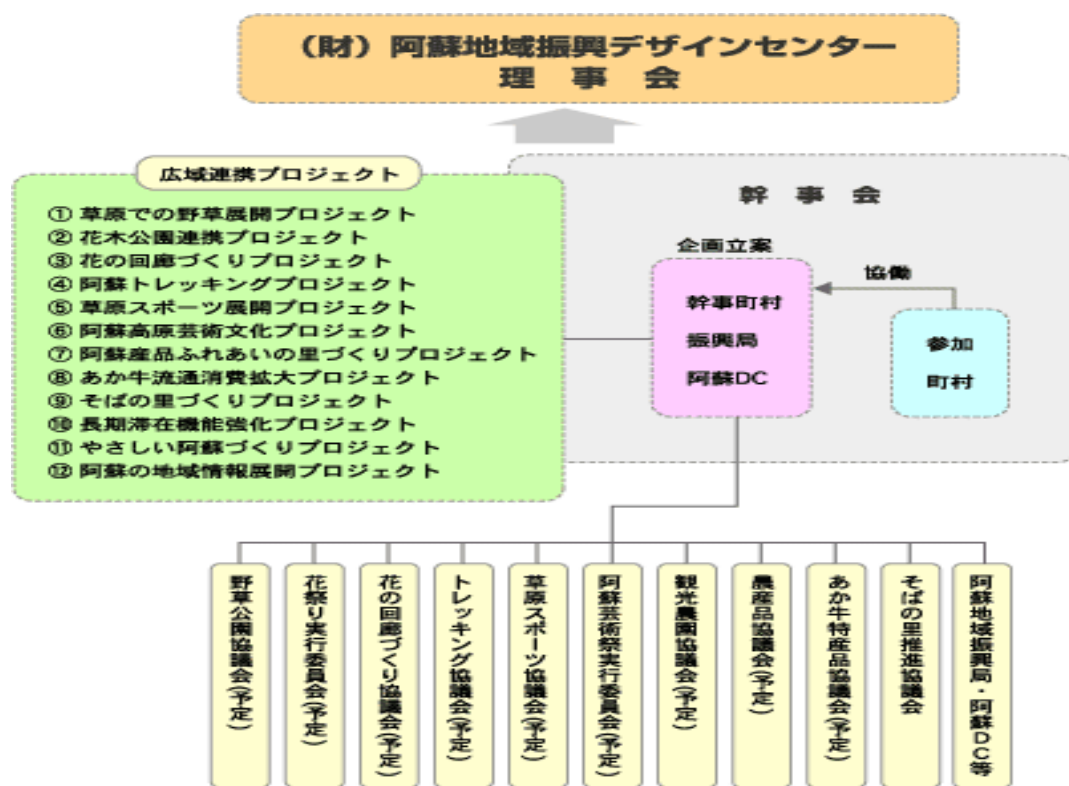
また、各年度の阿蘇地域振興策を進めながら、新たな課題の発見やテーマのより充実した展開を図りながら、阿蘇地域振興策の質を高めていかなければならない。

(3) 阿蘇地域振興策の推進方

阿蘇地域振興策の阿蘇地域資源活用プロジェクト全体の進行管理は阿蘇DC理事会が行い、各プロジェクト毎の進行管理、とりまとめ等は阿蘇DC幹事会で行うので、阿蘇DC事務局はすべてのプロジェクトに関与する。

各プロジェクトの広域連携は、各町村が役割分担を担うので、阿蘇DC幹事会から幹事町村を選定し、阿蘇DC、阿蘇地域振興局、民間団体と協力しながら、企画の立案を行い参加関係町村、関係機関、民間団体、企業、地域住民と協働し、調整しながら事業を進める。

進行管理体制



区 分

- 1 阿蘇地域振興策全体の進行管理等
- 2 個別プロジェクトの進行管理等
 - (1) 草原での野草展開プロジェクト
 - (2) 花木公園連携プロジェクト
 - (3) 花の回廊づくりプロジェクト
 - (4) 阿蘇トレッキングプロジェクト
 - (5) 草原スポーツプロジェクト
 - (6) 阿蘇高原芸術文化プロジェクト
 - (7) 阿蘇産品ふれあいの里づくりプロジェクト
 - (8) あか牛流通・消費拡大プロジェクト
 - (9) そばの里づくりプロジェクト
 - (10) 長期滞在機能強化プロジェクト
 - (11) やさしい阿蘇づくりプロジェクト
 - (12) 阿蘇地域情報展開プロジェクト

担 当(幹事町村等)

- (財)阿蘇地域振興デザインセンター理事会
 (財)阿蘇地域振興デザインセンター幹事会

* プロジェクト毎に、地域性、事業内容を考慮して幹事会において幹事町村を選定。

* 幹事町村は、阿蘇地域振興局、阿蘇地域振興デザインセンター、民間と協力して、プロジェクトの企画立案を行い、広域連携事業を推進する。